

横須賀市監査委員公表

令和4年第9号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和4年8月10日付け横須賀市監査委員公表令和4年第7号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年11月10日

横須賀市監査委員	川瀬	富士子
同	丸山	邦彦
同	加藤	真道
同	石山	満

[市長室]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 専決規程によると、予備費充当は財務部長専決事項と規定されており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キット購入に係る消耗品費の不足額への予備費充当について、課長までの決裁後、部長の決裁を受けずに財務部財務課へ送付し財務部長の決裁を受けていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。
(秘書課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

- (2) 専決規程によると、200万円以下の細目間流用は財務部財務課長専決事項と規定されており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、くらしの安全・安心カレンダー作成に係る業務委託料の不足額への細目間流用について、部長まで決裁を受けていたものの財務部財務課へ送付しなかったことにより財務部財務課長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。
(危機管理課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、横須賀市政策アドバイザー専門委員報酬について、令和3年5月分の報酬が同年6月18日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。
(秘書課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識

不足から生じたものであった。今後は、報酬の支給時期を遵守し同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

[経営企画部]

1 予算の執行に関する事務

予算決算及び会計規則によると、予算を執行しようとするときはあらかじめ回議しなければならないと規定されているが、都市戦略専門委員報酬の支出について、予算執行に係る伺書が作成されておらず必要な決裁を受けていなかったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。(都市戦略課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、都市戦略専門委員報酬について、令和3年6月分は同年7月28日、令和4年1月分は同年2月21日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。(都市戦略課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、支給期限を遵守し同条例に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

(1) 物品会計規則によると、所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じ、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
端末	1000006296	122,100円	2022年2月9日
プリンター	1000005982	89,650円	2022年1月11日

(デジタル・ガバメント推進室)

措置の内容

当該備品について、備品整理票を貼付した。

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な管理を行うよう部内において周知徹底した。

(2) 郵便切手の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿に所属長の確認印が押されていないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(まちづくり政策課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

[総務部]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 令和3年度本庁舎非常用発電機の更新及び浸水対策事業についての調査及び測量実施に係る業務委託料の不足額への節間流用について、根拠資料として添付された見積書の徴取年月日が、予算流用確定日より後の日付となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(予算流用確定日 令和4年1月11日、見積書徴取年月日 令和4年1月27日)

(総務課) 措

置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算流用における添付書類の確認不足から生じたものであった。今後は、予算流用について適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、人事課の職員採用試験関係事務における令和3年10月分の市外出張について、支給した旅費額に過不足はなかったものの、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(人事課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、出張命令書回議時及び旅費支出時における確認不足から生じたものであった。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

予算決算及び会計規則によると、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないと規定されているが、次の出張旅費（概算払）について、支給した旅費額に過不足はなかったものの、用務終了後10日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・市町村アカデミー「固定資産税課税事務（家屋）」研修受講に係る旅費

(用務終了日 令和3年11月19日、精算手続日 令和3年12月27日)

- ・市町村アカデミー「住民税課税事務」研修受講に係る旅費
（用務終了日 令和3年11月19日、精算手続日 令和3年12月27日）
 - ・市町村アカデミー「災害に強い地域づくりと危機管理①」研修受講に係る旅費
（用務終了日 令和3年12月2日、精算手続日 令和3年12月27日）
- （人事課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
騒音計	0000023358	141,831円	1989年5月24日

（人事課）

措置の内容

当該備品について、返納手続を行った。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

[市議会議会局]

1 支出に関する事務

- (1) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、同報告書における事務所費の金額と事務所費の内訳を記載した政務活動費収支報告書別紙の金額が一致していないものがあった。市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(総務調査課)

措置の内容

当該政務活動費収支報告書について、該当議員に政務活動費収支報告書訂正願の提出を求め、その内容に基づき金額の修正を行った。今後は、適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (2) 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則によると、政務活動費を支出するときは、債権者から領収書を徴するものとされており、領収書を徴することが困難な場合は、支払確認書をもって領収書に代えることができることされている。また、政務活動費運用マニュアルによると、支払方法等により領収書が発行されない場合は、口座引き落としにあっては、支払確認書に請求書等内容の分かる書類と通帳の該当部分の写しを添付することをもって領収書に代えることができることされている。政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、口座引き落としにより支払った経費の支払確認書に請求書等内容の分かる書類の添付がなく、通帳の該当部分の写しのみが添付されているものがあった。市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、議員の政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理を行うよう更に徹底されたい。

(総務調査課)

措置の内容

該当議員に不足していた請求書の追加提出を求め、ホームページ等で公開している収支報告書に添付書類として追加した。今後は、同マニュアルに基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されて

おり、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。議場デジタル時計購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（総務調査課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、受入物品価額が5万円を超える備品の管理に関し、備品整理簿を備え、出納保管の状況を明らかにしなければならないとされている。市議会事務局総務課（当時）において、次の備品が不用となったため、会計課物品出納員に返納していたが、当該備品が備品整理簿に登録されたままとなっていたため、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
テレビ	0000038445	133,350円	2000年9月4日

（総務調査課）

措置の内容

当該備品について、備品整理簿からの登録削除手続を行った。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、局内において周知徹底した。